

税理士会横浜南支部

無料税務相談所 ご利用のみなさまへ

1. 税理士(税理士法人)に依頼されている方は、当相談所をご利用いただけませんので、ご了承下さい。
2. 横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区にお住いの個人または法人の方が対象です。
3. 個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守し、将来にわたり相談内容を他に漏らすことはありませんので、安心してご相談ください。
4. 当相談所でのご相談について、報酬は不要です。
5. 当相談所での相談時間は 30分以内とさせていただきますので、ご相談に対する回答は、一般的な範囲で行います。
相談時間の制約、資料不足などで必ずしも十分な回答ができない場合がありますので、ご了承下さい。
6. 時間の制約上、申告書の作成や税額計算につきましては対象外とさせていただきます。
7. ご相談回数は1回に限らせていただきます。
8. ご相談の回答は、回答時の法令等を基にしております。
法改正により内容が異なる場合がございますので、みなさまご自身でご確認ください。
9. みなさまがここでの回答をもとに申告等を行うときは、必要な書類等を準備して、税理士に依頼するか税務署へご相談の上でご判断ください。
10. 税理士の個別関与(有料)をご希望の場合は、当支部へお問い合わせください。